

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第23-1号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の訂正をしないとした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 訂正の請求

(1) 異議申立人は、平成18年8月18日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、保有個人情報に係る自己情報開示請求を行い、実施機関は、「請求者から広島県知事に対して、次の日付で提出された苦情申立書に対する措置が記録された文書（平成17年5月1日付け・平成17年6月4日付け（2回目）・平成17年7月18日付け（3回目）・平成17年9月4日付け（4回目）・平成17年10月10日付け（5回目）・平成17年11月6日付け（6回目）・平成17年12月4日付け（7回目）・平成18年1月4日付け（8回目）・平成18年4月2日付け（9回目）・平成18年6月4日付け（10回目）・平成18年7月9日付け（11回目）」を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報開示決定を行い、平成18年9月1日付け砂防第42号で異議申立人に通知した。

(2) 異議申立人は、平成18年12月27日付けで、条例第23条第1項の規定により、平成18年9月1日付け砂防第42号による自己情報開示決定通知書の「平成18年7月9日付け苦情申立書に関して行った具体的な措置を記録した書類（既往の10回分の苦情申立書を含む。）」を請求に係る保有個人情報の内容とする自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

#### 2 本件訂正請求に対する決定

実施機関は、本件訂正請求に対し、訂正請求の内容は請求者の保有個人情報に関する客観的な事実の訂正を求めるものではないとして、条例第24条第2項の規定により、自己情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年1月25日付け砂防第86号で異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年1月28日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、異議申立人が請求する内容を明記（補正）するよう求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成 18 年 12 月 27 日付け自己情報訂正請求書などに記載したとおり、砂防室長などが当該苦情申立書を収受した際の措置は検印表示のみであり、具体的な措置について何らの記述もないことは極めて不審であることから、「苦情申立書に記載されている平成 15 年 7 月 15 日付け審査請求書の原処分当たる不許可処分が仮に違法な処分であったとしても、砂防室としては当該不許可処分を支持すべきであると判断し、当該苦情についての説明や回答は一切行わないこととする。」という客観的な真実の措置内容を明記(補正)するよう求める。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、平成 18 年 12 月 27 日付けで、条例第 22 条第 1 項の規定により、平成 18 年 9 月 1 日付け砂防第 42 号による自己情報開示決定通知書の「平成 18 年 7 月 9 日付け苦情申立書に関して行った具体的な措置を記録した書類(既往の 10 回分の苦情申立書を含む。)」について、本件訂正請求を行った。

実施機関は、本件訂正請求に対し、平成 19 年 1 月 25 日付けで、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

異議申立人は、当該苦情申立書を収受した際の検印しか表示がなく、具体的な措置について何らの記述もないことは極めて不審であることから、客観的な事実の措置内容を明記(補正)するよう求めると主張しているが、前記自己情報開示決定通知書に係る対象文書は異議申立人に関する保有個人情報に該当するものの、異議申立人が求めている訂正の内容は、異議申立人に関する保有個人情報の客観的な事実でないため、実施機関が訂正しなければならない保有個人情報は存在せず、本件処分は妥当である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が実施機関(旧砂防室)宛てに提出した苦情申立書に関して行った具体的な措置の記録について、砂防室長などが当該苦情申立書を収受した際の措置は検印表示のみであり、具体的な措置について何らの記述もないことは極めて不審であるとして、異議申立人が請求する内容を明記(補正)するよう求めるものである。

実施機関は、異議申立人が求めている訂正の内容は、異議申立人に関する保有個人情報に係る客観的な事実ではないため、実施機関が訂正しなければならない保有個人情報は存在しないとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 自己情報訂正請求について

条例第22条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報(略)の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(略)を請求することができる」旨規定している。

また、条例の解釈運用基準では、「訂正は、保有個人情報の『内容が事実でない』場合に行われるのであって、『事実』とは、具体的には氏名、住所、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事実をいう。したがって、本条に基づく訂正請求の対象は、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正しない旨の決定をすることとなる。」とされている。

### (2) 本件処分の妥当性について

当審査会において、平成18年9月1日付け砂防第42号による自己情報開示決定に係る保有個人情報のうち、異議申立人が平成17年5月1日付けで提出した苦情申立書を見分したところ、当該申立書の上方余白部分には、平成17年5月9日付けの広島県収受印及び砂防室長までの室内の供覧印が押印されていた。

また、平成17年6月4日付けの苦情申立書(2回目)から平成18年7月9日(11回目)までの苦情申立書についても、同様に供覧印が押印されていることを確認した。

異議申立人は、これらの供覧印(以下「本件訂正請求対象情報」と総称する。)に、異議申立人が請求する内容を明記(補正)するよう求めているが、訂正は、保有個人情報の内容が事実ではないと思料するときに請求できるのであって、異議申立人が明記(補正)するよう求めている内容は、異議申立人に関する保有個人情報の客観的な事実でないため、訂正しなければならない保有個人情報は存在しないとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

また、本件訂正請求対象情報は、広島県文書等管理規程(平成13年広島県訓令第5号)に基づく広島県収受印等であって、それ以外の記載はないのであるから、訂正の対象となる事実の記載があるとは認められない。

以上のことから、異議申立人の求めている訂正は、条例第22条第1項に規定する訂正請求の対象には該当せず、実施機関が行った本件処分は妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 10. 13	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 30	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
30. 6. 28	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 4. 22 (令和元年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 27 (令和元年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授